

技術提案実施公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第2項の規定による随意契約の方法により契約を締結するため、次のとおり技術提案を募集する。

令和8年3月9日

岡山県知事 伊原木 隆太

1 技術提案に付する事項

- (1) 業務名 岡山県産米粉利用拡大事業
- (2) 業務内容 別紙「仕様書」のとおり
- (3) 契約期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日

2 参加資格

提案に参加する者に必要な資格は次のとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (2) 岡山県物品の売買、修理等及び役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成19年岡山県告示第332号）に規定する入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。
- (3) 岡山県から役務の提供の契約に係る入札参加除外の措置を受けている者でないこと。
- (4) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外を受けている者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (6) 主たる事務所の所在地が岡山県内であること。
- (7) 「岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格者名簿」における大分類「4 調査・研究」に登載されていること。
- (8) 過去3年以内において、国又は地方公共団体から農産物または食品の販売促進に関する業務を受託し、全て誠実に履行した実績を有していること。
- (9) 岡山県税を滞納していないこと。

3 業務契約に関する事務を担当する課の名称等

岡山県農林水産部対外戦略推進室
〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6
電話（086）226-7404
FAX（086）225-4419
メールアドレス：taigai@pref.okayama.lg.jp

4 契約条項を示す場所

上記3の場所とする。

5 技術提案参加手続等

この業務委託に参加を希望する者は、参加資格確認申請書（様式第2号）を下記のとおり提出しなければならない。

（1）仕様書、様式の配布期間及び場所

①配付期間 令和8年3月9日（月）から令和8年3月16日（月）まで
（閉庁日を除く。）の午前9時から午後5時まで

②配付場所 上記4の場所に同じ。

なお、対外戦略推進室ホームページからダウンロードできる。

<https://www.pref.okayama.jp/soshiki/336/>

（2）仕様書に関する質問

①受付期間 令和8年3月9日（月）から令和8年3月16日（月）まで
（閉庁日を除く。）の午前9時から午後5時まで

②受付場所 上記4の場所に同じ。

③提出方法 仕様書に関する質問・回答書（様式第1号）を電子メールにより提出すること。電話や来訪など口頭による質問は受け付けない。

④送信先アドレス taigai@pref.okayama.lg.jp

（3）参加資格確認申請書の提出期間、場所及び方法

①提出期間 令和8年3月9日（月）から令和8年3月16日（月）までの
（閉庁日を除く。）の午前9時から午後5時まで

②提出場所 上記4の場所に同じ

③提出方法 持参又は郵送による（郵送の場合、書留郵便のほか、これに準じる方法によるものに限る。また、提出期限内に必着を要する。）

6 業務委託参加資格要件の審査及び通知

（1）参加資格確認申請書が提出された場合、審査を行う。

（2）（1）の審査の結果、応募要件を満たすと認められる者に対しては、書面により通知するとともに、提案書（様式第3号）の要請を行う。

（3）（1）の審査の結果、応募要件を満たさない者については、書面により通知する。なお、この通知を受けた者は、提案書を提出することができない。

7 提案書の審査等

（1）提案書等の提出方法

①提出期限 令和8年3月23日（月）午後5時必着

②提出場所 上記3の場所に同じ

③提出方法 持参又は郵送による（郵送の場合、書留郵便のほか、これに準じる方法によるものに限る。また、提出期限内に必着を要する。）

（2）提出書類

①事業に関する提案書 （様式第3号）

②事業計画書 （様式第4号）

③法人に関する調書 （様式第5号）

④業務内容を示したパンフレット等

⑤直近2期分の決算書

⑥岡山県民局長が発行する都道府県税の完納証明書（「県税及びその附帯徴収金に未納の徴収金の額のないこと」の証明書）

(3) 審査方法

岡山県農林水産部内に設置する審査会において、提案書等の内容を別に定める審査基準により審査し、契約の相手方を選定する。

(4) 審査結果の通知方法

審査後、書面により通知する。

8 契約限度額

1, 377, 470円（消費税及び地方消費税を含む）

9 契約書作成要否

否（請書を要する）

10 契約保証金

契約保証金は、岡山県財務規則（昭和61年3月20日規則第8号）第153条、第154条及び第155条の規定による。

11 その他

(1) 応募及び審査に係る一切の費用は、応募者の負担とする。

(2) 提出された書類は返却しない。また、提出期限以降における書類の差し替え、再提出は認めない。なお、提出された書類は、本件審査の目的以外に使用しない。

(3) 令和8年2月定例県議会において当該事業の予算が議決されることを契約締結等の条件とする。（契約締結時期 令和8年4月1日）。